

## 政府実行計画における二酸化炭素排出係数の取り扱い

平成 19 年 3 月に地球温暖化対策推進法及び京都議定書目標達成計画に基づき閣議決定された新たな「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）においては、他人から供給される電力の使用に係る温室効果ガスの排出量を算定するために、電力の温室効果ガス排出原単位（排出係数）を地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における算定方法と同様としている。

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（平成 19 年 6 月）より抜粋

### 第 編 温室効果ガス排出量の算定方法

#### 3. 活動別算定方法

##### 3.1 エネルギー起源二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

##### 3.1.2 他人から供給された電気の使用

##### (3) 排出係数

排出係数は、算定省令により下表のとおり規定されています。なお、実際の算定に当たり、下表の値を下回る排出係数として、温対法に基づき個別に公表された電気事業者から供給を受ける場合には、当該公表された排出係数（参考表参照）又は電気の利用者において把握できる係数（各電気事業者がそのホームページで公表しているもの、地方公共団体がその地域に存する事業者向けに公表しているもの等）として適切と認められるものを用いて算定を行い、

上記以外の電気事業者から供給を受ける場合には、0.000555tCO<sub>2</sub>/kWh又は電気の利用者において把握できる係数（各電気事業者がそのホームページで公表しているもの、地方公共団体がその地域に存する事業者向けに公表しているもの等）として適切と認められるものを用いて算定を行う、

ことができます。

No	排出活動	排出係数
1	他人から供給された電気の使用	0.000555tCO <sub>2</sub> /kWh

（参考）

- ・ 上表の排出係数は総合エネルギー統計から算出した外部用発電及び自家用発電の原単位（1999～2003の平均値）であり、算定に用いた発電電力量には、送電ロス分なども含まれます。
- ・ また、これらの係数は、特定排出者が電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定するに当たり用いることができるものですので、電気の使用量の減少による温室効果ガスの排出量の削減効果の評価の考え方については、第 編をご参照ください。

（参考表）平成 19 年度に報告を行う平成 18 年度実績値の算定に用いることができる平成 17 年度の電気事業者別の排出係数

電気事業者	排出係数（tCO <sub>2</sub> /kWh）
北海道電力（株）	0.000502

東北電力（株）	0.000510
東京電力（株）	0.000368
中部電力（株）	0.000452
北陸電力（株）	0.000407
関西電力（株）	0.000358
四国電力（株）	0.000378
九州電力（株）	0.000365
イーレックス（株）	0.000445
エネサーブ（株）	0.000518
（株）エネット	0.000424
ダイヤモンドパワー（株）	0.000403
（株）ファーストエスコ	0.000309
G T F グリーンパワー（株）	0.000352